

取引資格取得申請に係る添付書類の見直しに伴う 取引参加者に関する施行細則の一部改正について

2020年12月28日
株式会社東京商品取引所

I. 趣旨

当社は、取引参加者に関する施行細則の一部改正を行い、本年12月30日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、取引資格取得申請に係る添付書類の見直しを行うものです。

II. 改正概要

申請者が一般法人又は個人の場合に添付が必要な書類のうち、履歴書及び住民票の写しについて本籍地の記載を求めていましたが、これを不要とします。

(備考)

- ・取引参加者に関する施行細則
第4条第6号ハ
第4条第8号ロ

III. 施行日

2020年12月30日から施行します。

以上